

1 調査の概要

(1) 調査の目的

農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査（以下「本調査」という。）は、農家及び農家以外の農業事業体の経営並びに農畜産物の生産費の実態等を明らかにし、農業行政の資料を整備することを目的とする。

本調査のうち本書で扱っている「営農類型別経営統計（組織経営）」（以下「本統計」という。）は、組織経営（農家以外の農業事業体による経営）の実態を捉えることを目的とする。

(2) 調査の沿革

ア 本調査は平成7年に「農家経済調査」と「農畜産物産生産費調査」を統合し実施してきたが、①望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保、②新たな経営安定対策の導入などの食料・農業・農村基本計画の実行をはじめとした新たな農業施策の展開に対応した内容とする必要があったことから調査体系を見直し、平成16年1月から新体系に移行した。

イ 主な見直し内容として、旧体系の「農業経営部門別統計」及び「農業経営動向統計」を廃止し、調査の区分を地域・営農類型別に編成して「営農類型別経営統計」とし、その下で稲作、麦類作、酪農などの部門別収支についても把握することとした。

ウ その際、個別経営（農家）と組織経営を一体的に捉えるために「営農類型別経営統計」の一部として本統計を新たに加えることとした。

エ これに伴い、組織経営の経営収支及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的として平成8年から15年まで実施していた「農業組織経営体経営調査」（承認統計）は廃止することとした。なお、旧体系の「農業組織経営体経営調査」の経営統計は稲作主位など作目別に一定規模以上を対象とした統計であり、本統計はこれに接続するものではない。（「農業組織経営体経営調査」に関しては『農業組織経営体経営調査報告』各年次を参照されたい。）

(3) 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施した。

(4) 調査の機構

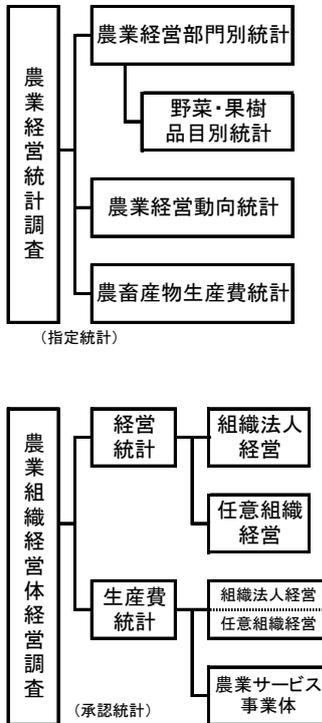
本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

(5) 調査の体系

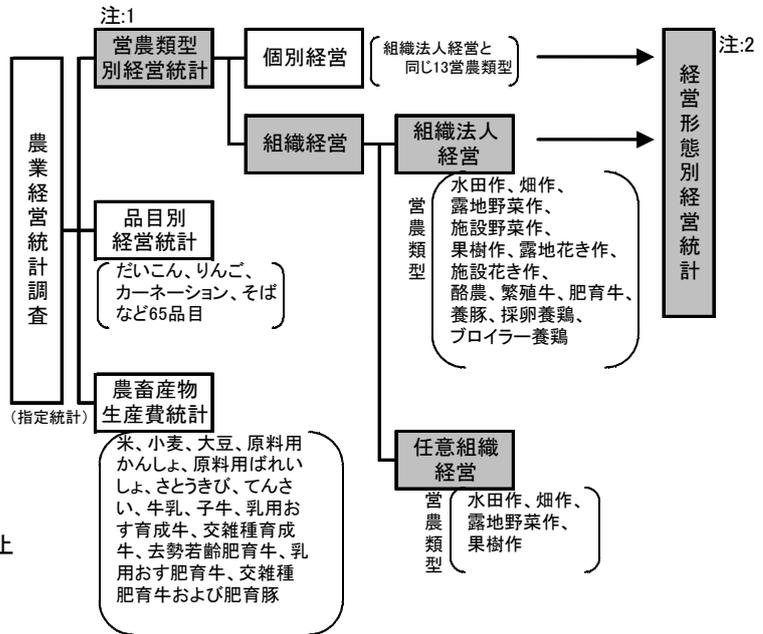
本調査の体系は図のとおりである。

図 16年における体系見直し

<平成15年までの旧体系>



<平成16年からの新体系>



注:1 営農類型別経営統計のもとで部門別収支についても把握する。

注:2 経営形態別経営統計は、営農類型別経営統計の全データを個別経営、組織法人経営別にまとめたものである。

(6) 調査対象

本統計は、全国の農家以外の農業事業者のうち販売を目的とするものを調査対象とし、それを、法人格を有するもの（組織法人）及び法人格を有しないもの（任意組織）に分け、さらにそれぞれを農産物販売収入により営農類型別に区分して調査した。

ア 定義等

(ア) 農家以外の農業事業者

「農家以外の農業事業者」とは、農業事業者（10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期間の1年間における農産物販売金額が15万円以上あった農業を営む世帯又は事業所）のうち世帯である「農家」以外のものである。

なお、本統計結果においては農家以外の農業事業者を単に「組織」、農家以外の農業事業者による経営を「組織経営」と呼称する。

【参考】農業事業体の分類

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-------------|-------------|
| 農 業 事 業 体 | 農 家（販売農家＋自給的農家） | | |
| | 農家以外の農業事業体 | | |
| | 販 売 目 的 | | |
| | 法 人 | | |
| | 有 限 会 社 | } | [調査対象] 組織法人 |
| | 農事組合法人 | | |
| | その他の会社 | | |
| 農 協 等 | | | |
| 非法人（任意組合等） | → | [調査対象] 任意組織 | |
| 販売目的以外（国、学校、地方公共団体等） | | | |

注：2000年世界農林業センサスの定義による。

(イ) 組織法人

「組織法人」とは、有限会社、農事組合法人などの農地法（昭和27年法律第229号）の規定により農地を用いて農業経営を行うことが認められた法人（農業生産法人）及び農地の利用権を必ずしも必要としない一般農業法人である。

(ウ) 任意組織

「任意組織」とは、法人格を有しない任意組合などの事業体をいい、集落営農（オ参照。）を含む。

(エ) 営農類型

「営農類型」とは、農業事業体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作」、「果樹作」、「花き作」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」並びに上記のいずれにも属さない「その他」別に区分し、最も収入が大きい区分により農業事業体を分類するとき、それぞれに分類した農業事業体の経営のタイプをいう。

(オ) 集落営農

本調査における「集落営農」とは、集落を単位（集落内のすべての農家のうち、おおむね半数以上の農家が参加している場合を含む。）として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下、収支計算まで一体的に実施する営農形態をいう。

なお、本統計では任意組織の水田作経営の内数としてとらえている。

イ 営農類型の分類について

本調査における営農類型区分及び分類基準については、以下のとおりである。なお、組織経営については一部の営農類型は母集団が小さいため調査を行っていない。

| 営農類型の種類 | 営農類型の分類基準 |
|-----------|--|
| 水田作経営 | 稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、水田で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| 畑作経営 | 稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物のうち、畑で作付けした作物の販売収入合計が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| 野菜作経営 | 野菜の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| ・露地野菜経営 | 野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営 |
| ・施設野菜経営 | 野菜作経営のうち、施設野菜の販売収入が露地野菜の販売収入より多い経営 |
| 果樹作経営 | 果樹の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| 花き作経営 | 花きの販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| ・露地花き作経営 | 花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営 |
| ・施設花き作経営 | 花き作経営のうち、施設花きの販売収入が露地花きの販売収入より多い経営 |
| 酪農経営 | 酪農の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| 肉用牛経営 | 肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| ・繁殖牛経営 | 肉用牛経営のうち、繁殖牛経営に係る販売収入が肥育牛経営に係る販売収入以上である経営 |
| ・肥育牛経営 | 肉用牛経営のうち、肥育牛経営に係る販売収入が繁殖牛経営に係る販売収入より多い経営 |
| 養豚経営 | 養豚の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| 採卵養鶏経営 | 採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |
| ブロイラー養鶏経営 | ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業販売収入と比べ最も多い経営 |

(7) 調査組織の選定方法

ア 選定リストの作成

組織法人及び任意組織別に、2000年世界農林業センサスの「農家以外の農業事業体調査」において調査対象に該当した組織を営農類型別、都道府県別（北海道は北海道（札幌）、函館、帯広、北見の4つの管内に分割。以下同じ。）、規模階層別に区分したリスト（母集団リスト）を作成した。

イ 全国の標本数の決定

全国の標本数は営農類型ごとに次のとおり決定した。

- (ア) 水田作経営については、農業収入（任意組織は農業粗収益）について、標準誤差率（目標精度）が組織法人で5%以下、任意組織で3%以下となるように標本数を定めた。なお、「集落営農」の標本数は、「農業構造動態調査（平成12年）」において把握された集落営農型経営数が任意組織の水田作経営の母集団に占める割合を、任意組織の水田作経営の標本数に乗じることにより算出した。
- (イ) 水田作以外の営農類型については目標精度を定めずに、抽出率（標本数の母集団に占める割合）を勘案し、抽出率1/10を基本として標本数を決定した。ただし組織法人の養豚経営、採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営は地域差が少ないと考えられることからそれぞれ10標本とした。なお、母集団が50事業体以下である営農類型については標本配置を行わなかった。

ウ 標本数の規模階層及び都道府県への配分

上記イで営農類型別に決定した全国の標本数を、全国の各規模階層に最適配分（水田作以外は比例配分）し、次に各規模階層において各都道府県の母集団の大きさに比例して配分した。

エ 標本の抽出

標本の抽出は、上記アで営農類型別、都道府県別、規模階層別に作成した選定リストを当該営農規模の小さい順に並べた上で、ウで配分された標本数で等分し、等分したそれぞれの区分から各1農業事業体を無作為に抽出した。

なお、以下「標本」を「調査客体」ということがある。

(11) 営農類型別経営統計において収支を把握する部門及び基準について

本統計では営農類型別の経営収支の下で部門別の経営収支についても以下の区分により取りまとめている。

- (ア) 水田作又は畑作営農類型に分類された調査客体については、農業販売収入に占める割合が10%以上の部門を収入金額の大きい部門から累積して、80%までの最大4部門を設定し、設定した部門以外については「その他部門」としてまとめて把握した。
- (イ) (ア)以外の営農類型については、その経営の農業販売収入が最も大きな部門及びそれ以外の部門を合わせた「その他部門」を把握した。

| 部 門 区 分 | 部 門 収 支 に 含 ま れ る 作 目 等 |
|-------------|---|
| 稲 作 | 主食用米、加工用米、区分出荷米、その他の米、水稻稲わら、水稻加工品、陸稲、陸稲稲わら、陸稲加工品等 |
| 麦 類 作 | 田作小麦、畑作小麦、田作大麦等、畑作大麦等 |
| か ん し ょ 作 | 田作かんしょ、畑作かんしょ |
| ば れ い し ょ 作 | 田作ばれいしょ、畑作ばれいしょ |
| 豆 類 作 | 田作大豆、畑作大豆、田作その他豆類、畑作その他豆類 |
| 雑 穀 作 | 田作そば、畑作そば、田作その他雑穀、畑作その他雑穀 |
| 露 地 野 菜 作 | 露地野菜 |
| 施 設 野 菜 作 | 施設野菜 |
| り ん ご 作 | りんご |
| み か ん 作 | 温州みかん |
| ぶ ど う 作 | ぶどう |
| な し 作 | 日本なし |
| も も 作 | もも |
| そ の 他 果 樹 作 | 上記以外の果樹 |
| 露 地 花 き 作 | 露地花き |
| 施 設 花 き 作 | 施設花き |
| 茶 作 | 茶 |
| さ と う き び 作 | さとうきび |
| その他工芸農作物作 | てんさい、田作その他工芸農作物、畑作その他工芸農作物 |
| 酪 農 | 生乳、自家で生産した育成・肥育及び交雑種牛 |
| 繁 殖 牛 | 自家で生産した和牛（外国種を含む。） |
| 肥 育 牛 | 肥育牛、育成牛 |
| 養 豚 | 養豚 |
| 採 卵 養 鶏 | 採卵養鶏（産鶏を含む。） |
| ブロイラー養鶏 | ブロイラー養鶏 |

注：部門別は田作、畑作を分けず田畑の計とした。

2 集計方法及び統計表の編成

(1) 集計方法

調査期間中の実績が調査対象に該当した調査客体について、それぞれその調査結果を個別結果表にとりまとめ、1組織当たりの平均値を次の式により統計の区分ごとに算出した。この場合のウエイトは規模階層別、都道府県別に区分した各階層毎に標本抽出率（標本数の母集団に占める割合）の逆数とした。

平均値の算出方法

$$\text{求めようとする項目の平均値} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

n : 調査結果において当該区分に属する調査客体数

w_i : 調査結果において当該区分に属する i 集計客体のウエイト

x_i : i 集計客体の x 項目の数値（調査結果）

なお、集計は実績によって行ったため、標本抽出時の営農類型区分と集計時の営農類型区分が一致するとは限らない。

(2) 統計の編成

本統計における統計の編成は次のとおりである。

ア 組織法人

| 統計の種類 | 集計する条件 | 経営の範囲 | 規模階層区分等 |
|----------|-------------------------------|---------------------------------------|---|
| 水田作経営 | 水田作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国、北陸 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） |
| 稲作経営 | 水田作経営のうち稲作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | ・全国、北陸 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| | | 稲作部門 | ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| | 稲作1位経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い客体 | 経営全体 | ・全国、北陸 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| | | 稲作部門 | ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| | 稲作単一経営 | 稲作1位経営のうち稲作の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 |
| 稲作1位複合経営 | 稲作1位経営のうち稲作収入が農業販売収入の80%未満の客体 | 経営全体 | ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| 麦類作経営 | 水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | ・全国 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・麦類作付延べ面積規模別（全国） |
| | | 麦類作部門 | ・麦類作付延べ面積規模別（全国） |
| 豆類作経営 | 水田作経営のうち豆類作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | ・全国 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・豆類作付延べ面積規模別（全国） |
| | | 豆類作部門 | ・豆類作付延べ面積規模別（全国） |
| 畑作経営 | 畑作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 ・畑作作付延べ面積規模別（全国） |
| 野菜作経営 | 野菜作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 ・野菜作付延べ面積規模別（全国） |
| | | 露地野菜作 | ・全国 ・露地野菜作付延べ面積規模別（全国） |
| | 露地野菜作単一経営 | 露地野菜作経営のうち露地野菜販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 |
| | | 露地野菜作部門 | ・露地野菜作付延べ面積規模別（全国） |

| 統計の種類 | 集計する条件 | 経営の範囲 | 規模階層区分等 |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 施設野菜作経営 | 野菜作経営のうち施設野菜販売収入が露地野菜販売収入よりも多い客体 | 経営全体 施設野菜作部門 | ・全国 ・施設野菜作付延べ面積規模別（全国） |
| | 施設野菜作単一経営 | 施設野菜作経営のうち施設野菜販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 施設野菜作部門 |
| 果樹作経営 | 果樹作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 ・果樹植栽面積規模別（全国） |
| 果樹作単一経営 | 果樹作経営のうち果樹販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 | ・全国 ・果樹植栽面積規模別（全国） |
| 施設花き作経営 | 花き作経営のうち施設花き販売収入が露地花き販売収入よりも多い客体 | 経営全体 施設花き作部門 | ・全国 ・施設花き作付延べ面積規模別（全国） |
| | 施設花き作単一経営 | 施設花き作経営のうち施設花き販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 施設花き作部門 |
| 酪農経営 | 酪農営農類型に分類された客体 | 経営全体 酪農部門 | ・全国 ・月平均搾乳牛飼養頭数規模別（全国） |
| | 酪農単一経営 | 酪農経営のうち酪農の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 酪農部門 |

注：露地花き作経営については調査対象客体の確保ができなかった。

ア 組織法人（つづき）

| 統計の種類 | 集計する条件 | 経営の範囲 | 規模階層区分等 |
|-------------|---|-------------------|----------------------------|
| 肉用牛経営 | 肉用牛営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 ・月平均肉用牛飼養頭数規模別（全国） |
| 繁殖牛経営 | 肉用牛経営のうち繁殖牛の販売収入が肥育牛の販売収入以上である客体 | 経営全体 繁殖牛部門 | ・全国 |
| 肥育牛経営 | 肉用牛経営のうち肥育牛の販売収入が繁殖牛の販売収入よりも多い客体 | 経営全体 肥育牛部門 | ・全国 ・月平均肥育牛飼養頭数規模別（全国） |
| 肥育牛単一経営 | 肉用牛経営のうち肥育牛の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 肥育牛部門 | ・全国 ・月平均肥育牛飼養頭数規模別（全国） |
| 養豚経営 | 養豚営農類型に分類された客体 | 経営全体 養豚部門 | ・全国 |
| 養豚単一経営 | 養豚経営のうち養豚の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 養豚部門 | ・全国 |
| 採卵養鶏経営 | 採卵養鶏営農類型に分類された客体 | 経営全体 採卵養鶏部門 | ・全国 ・月平均採卵養鶏飼養羽数規模別（全国） |
| 採卵養鶏単一経営 | 採卵養鶏経営のうち採卵養鶏の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 採卵養鶏部門 | ・全国 ・月平均採卵養鶏飼養羽数規模別（全国） |
| ブロイラー養鶏 | ブロイラー養鶏営農類型に分類された客体 | 経営全体 ブロイラー養鶏部門 | ・全国 |
| ブロイラー養鶏単一経営 | ブロイラー養鶏経営のうちブロイラー養鶏の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 ブロイラー養鶏部門 | ・全国 |

イ 任意組織

| 統計の種類 | 集計する条件 | 経営の範囲 | 規模階層区分等 | |
|----------|-------------------------------|-------------------------------------|---|---|
| 水田作経営 | 水田作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） | |
| 稲作経営 | 水田作経営のうち稲作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） | |
| | | 稲作部門 | | |
| | 稲作1位経営 | 稲作経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| | | | 稲作部門 | |
| | 稲作単一経営 | 稲作1位経営のうち稲作の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| 稲作部門 | | | | |
| 稲作1位複合経営 | 稲作1位経営のうち稲作収入が農業販売収入の80%未満の客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） | |
| 稲作部門 | | | | |
| 麦類作経営 | 水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・麦類作付延べ面積規模別（全国） | |
| 麦類作部門 | | | | |
| 豆類作経営 | 水田作経営のうち豆類作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・豆類作付延べ面積規模別（全国） | |
| 豆類作部門 | | | | |
| 畑作経営 | 畑作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 | |
| 露地野菜作経営 | 野菜作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 | |
| 果樹作経営 | 果樹作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | ・全国 | |

ウ 任意組織のうち集落営農

| 統計の種類 | 集計する条件 | 経営の範囲 | 規模階層区分等 | |
|----------|-------------------------------|-------------------------------------|---|---|
| 水田作経営 | 水田作営農類型に分類された客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） | |
| 稲作経営 | 水田作経営のうち稲作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） | |
| | | 稲作部門 | | |
| | 稲作1位経営 | 稲作経営のうち水田作収入の中で稲作収入が最も多い客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| | | | 稲作部門 | |
| | 稲作単一経営 | 稲作1位経営のうち稲作の販売収入が農業販売収入の80%以上を占める客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） |
| 稲作部門 | | | | |
| 稲作1位複合経営 | 稲作1位経営のうち稲作収入が農業販売収入の80%未満の客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・稲作作付延べ面積規模別（全国） | |
| 稲作部門 | | | | |
| 麦類作経営 | 水田作経営のうち麦類作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・麦類作付延べ面積規模別（全国） | |
| 麦類作部門 | | | | |
| 豆類作経営 | 水田作経営のうち豆類作部門収支を把握している客体 | 経営全体 | <ul style="list-style-type: none"> ・全国、東北、北陸、近畿 ・水田作作付延べ面積規模別（全国） ・豆類作付延べ面積規模別（全国） | |
| | | 豆類作部門 | | |

3 調査上の主な約束事項

(1) 把握する事業収支等の範囲

本統計結果で把握する事業収支等の範囲は次のとおりである。

ア 組織法人

| |
|-----------------------|
| 把握する全体 |
| 事業 |
| 農業 |
| 農業生産関連事業（農産加工、観光農園など） |
| 農外事業（林業、水産業、商工鉱業など） |
| 事業外（特別損益、補助金など） |

イ 任意組織

| |
|-----------------------|
| 把握する全体 |
| 農業（補助金等を含む） |
| 農業生産関連事業（農産加工、観光農園など） |
| 農外事業（林業、水産業、商工鉱業など） |

(2) 会計処理基準の統一について

本統計結果の調査客体は基本的に企業会計原則に従って会計処理を行っており、調査客体である組織が作成している実際の決算書類（財務諸表）に基づいて取りまとめを行っている。ただし、決算書類において本統計結果の調査科目と異なる仕分けが行われている場合（肥料費と農業薬剤費が区別されていない場合など）には、収益が変わらない範囲で必要な組み替えを行っている。

(3) 組織経営における農業所得等の算出方法

組織法人経営、任意組織経営及び個別経営（農家）の会計の方法はそれぞれ異なっており、これらの経営内容の比較を可能とするために、組織法人経営における「農業所得」を個別経営（農家）の所得計算に準じて以下のとおり算出した。従って組織法人経営の農業収支は手を加えていない「決算書ベース（利益ベース）」のものと「所得ベース」の2種類を算出している。なお、農業生産関連事業収支も同様の考え方としている。

ア 組織法人経営

企業会計原則に従って会計処理を行っている組織法人経営においては、受け取った経常補助金等について、個別経営（農家）では農業収入に含まれるところ、「事業外収入」に仕分けられている。そこで事業外収入から農業に係る受取経常補助金等を差し引いて農業収入に加え①農業粗収益とする。

次に組織法人経営の農業支出から、個別経営（農家）では農業経営費とはしないが組織法人経営においては農業支出としている構成員帰属分（構成員に支払われた労務費、地代、負債利子）を除外して②農業経営費とする。

最後に①農業粗収益から②農業経営費を引いて③農業所得を算出した。

(イ) 農業経営費

「農業経営費」とは、肥料費、農業薬剤費、雇用労賃などの流動的経費及び減価償却費からなる、農業粗収益をあげるために要した一切の経費である。したがって自己所有の生産要素である家族労賃、自作地地代、自己資本利子はこれに含まない。

なお、組織法人経営の決算書ベース（利益ベース）では「農業支出」を用いた。

(ウ) 農業所得

「農業所得」とは、上記の農業粗収益から農業経営費を差し引いたものをいう。

なお、組織法人経営の決算書ベース（利益ベース）では上記の「農業収入」から「農業支出」を差し引いたものとして「営業利益（農業）」を用いた。

(4) 農業生産関連事業の範囲

本調査における「農業生産関連事業」とは、当該農業事業体において経営する農産加工、観光農園、市民農園、農家民宿、農家レストランなどの農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農業事業体が生産した農産物を使用していること、③当該農業事業体が所有又は借り入れている耕地もしくは農業施設を使用していることのいずれかに該当するものをいう。

なお、農産加工を行っている場合でも専用の作業場所及び専従者を置かない場合は農業の範ちゅうとした。また直売所を経営している場合でも、組織で生産した農産物を付加価値を付けずにそのまま販売したものについては農業の範ちゅうとした。

(5) 生産物を農業生産関連事業に仕向けた場合の処理

当該農業事業体で生産された農産物を農業生産関連事業に使用した場合は、農業部門と農業生産関連事業部門をそれぞれ独立した経営として捉えるため①その農産物を販売した場合の価額を見積もって当該作物の収入として農業収入に計上し、②同額を農業生産関連事業の支出とする処理を行った。

(6) 調査科目の内容

本統計における主な調査科目の内容は以下のとおりである。

ア 組織法人経営

(ア) 経営の概況

a 構成員

当該組織法人に出資している個人（農事組合法人の場合は定款に定められた組合員、有限会社の場合は出資社員）。

b 主業農家

農家として農業所得が主（農業所得が事業所得の過半数を占める）で、65歳未満の自営農業従事日数60日以上の方がいる農家。

c 準主業農家

農家として農外所得が主（農業所得が事業所得の半数未満）で、65歳未満の自営農業従事日数60日以上の方がいる農家。

d 副業的農家

主業農家、準主業農家以外の農家。

e 非農家

経営耕地面積が10a未満で、農産物販売金額が15万円未満の世帯。

f 投下労働のうち「生産部門」

農作業や機械の整備など生産にかかる直接的な労働。

g 投下労働のうち「販売及び一般管理部門」

生産部門の労働以外の事務、打ち合わせ、販売、渉外、調達など経営全般にかかる労働。

h 専従換算農業従事者数

農業専従者の年間の農業投下労働時間を2,000時間とみなして当該組織における「農業投下労働時間」を2,000時間で除して算出する計算上の従事者数。

i 員内借入地

当該組織の構成員から借り入れている経営耕地。

(イ) 財産の状況（貸借対照表）

a 流動資産

当座資産、棚卸資産など、原則として短期（1年以内）に現金化することのできる資産。

b 当座資産

流動資産のうち現金・預金、売掛未収入金、有価証券など。

c 棚卸資産

収穫後まだ販売していない農産物、ほ場にある未収穫の農産物、中小家畜、未販売の商品など。

- d 無形固定資産
借地権、地上権、電話加入権など形のない固定資産。
- e 繰延資産
将来の収益に資することから資産として扱われる創立費、開発費、試験研究費など。
- f 資本金・出資金
構成員、社員などからの出資金からなる法定資本。
- g 法定準備金
資本金の一部である資本準備金及び債権者保護のため商法で積立が義務付けられた利益準備金の合計。
- h 当期末処分利益
当期利益に前期繰越利益（又は欠損）を加えた額。
- i 前期繰越利益
前期から繰り越された利益又は欠損。
- j 当期利益
損益計算書上の税引前当期利益から法人税等引当額を控除して求める当期利益（欠損）

(ウ) 投資と資金

当該決算期間内に購入した固定資産の額（投資）及び借入金の借入額及び返済額（資金調達）。

(エ) 損益の状況（損益計算書）

- a 事業収入
農業収入、農業生産関連事業収入、農外事業（林業、漁業、商工鉱業など）収入の合計。
（任意組織についても同じ。）
- b 農業収入
農畜産物の販売収入（農業生産関連事業に仕向けた見積もり額を含む）、農業雑収入及び農作業受託収入の合計。
- c 受託収入
当該組織がその所有する農業機械等を用いて他の農業事業体の経営する農作業を請け負って行いその作業料金を受け取った場合の収入（農作業受託収入）。農作業受託は農業サービスと同義である。
- d 農業雑収入
組織法人経営における農業雑収入とは、農業生産手段（農機具等）の一時的な貸与による収入、肥料等農業資材を販売した場合の収入、農業の範ちゅうである農産加工品の販売収入などである。ただし制度受取金等は個別経営（農家）や任意組織経営の場合は農業雑収入としているが、これらの収入は企業会計上は特別収益に該当することから組織法人経営においては農業雑収入とせずに事業外収入とした。

e 事業外収入

固定資産を売却した場合の帳簿価額（未償却額）を上回った額（処分差益）、その他特別な事由による収入。なお前出 d のとおり組織法人経営においては制度受取金等を含めている。

f 制度受取金等

国、地方公共団体、農業団体等からの補助金及び農業共済の受取金。

g 農業生産関連事業消費

「(5)生産物を農業生産関連事業に仕向けた場合の処理」(17ページ)を参照。

h 在庫・動植物増減額

生産されまだ販売されていない農畜産物の現物在庫の増減額（期末現在価から期首現在価を差し引いた額）、動植物の成長など増加額と災害による損失など減少額の差。在庫・動植物増減額は決算において該当する農畜産物の販売収入に加算又は減算する。

i 生産原価

当該決算期間内に販売した生産物の生産に要した費用。

j 期中棚卸増減

肥料、農業薬剤、燃料など生産資材の期首在庫と期末在庫の差であり、期首現在価から期末現在価を差し引いた額を一括で計上する。

k 制度積立金等

制度補助金等の拠出金及び農業共済の賦課金・掛け金であり、農業生産に必要な費用であるため農業支出のうち生産原価として計上する。

l 販売及び一般管理費

生産原価以外の生産物等の販売費及び経営の全般的な管理活動のために発生する一般管理費。

m 営業利益、営業外利益、税引前当期利益、当期利益

「(7)分析指標等の算出方法」(23ページ)を参照。

n 法人税等引当額

企業の利益にかかる法人税及び住民税の額で、税引前当期利益から法人税等引当額を控除することにより当期利益を求める。

o 構成員帰属分

「(3)組織経営における農業所得等の算出方法」(15ページ)を参照。

イ 任意組織経営

(ア) 経営の概況

a 構成員

当該任意組織の規約に定められた構成員。

b 構成世帯数

構成員の出身世帯の数。

c 財産の期末現在価

任意組織経営の財産については期末現在価を把握。

(イ) 農業経営等収支

a 農業雑収入

任意組織経営における農業雑収入とは、ア組織法人経営の農業雑収入の項で示した収入に加え、農業共済の受取金や受取奨励補助金などの制度受取金等が含まれる。これは個別経営（農家）と同じ扱いである。

b 農外事業収入

農業及び農業生産関連事業以外の林業、漁業、商工鉱業などの収入。任意組織経営においては農業、農業生産関連事業、農外事業までの範囲を把握し、事業外収支については把握しない。

c 農業雑支出

任意組織経営においては制度積立金等（制度補助金等の拠出金及び農業共済の掛け金）は農業雑支出とする。（組織法人経営は生産原価とする。）なお農業共済の賦課金については物件税及び公課諸負担とする。（これは個別経営（農家）と同じ扱いである。）

(7) 分析指標等の算出方法

本統計結果の分析指標等の算出方法は次のとおりである。

| 分析指標等 | 算出方法 |
|------------------|---|
| 1 営業利益（農業） | 農業収入－農業支出 （農業生産関連事業、農外事業についても同じ） |
| 2 営業外利益 | 事業外収入－事業外支出 |
| 3 税引前当期利益 | 営業利益＋営業外利益（又は「収入合計－支出合計」） |
| 4 当期利益 | 税引前当期利益－法人税等引当額 |
| 5 農業所得 | 農業粗収益－農業経営費（部門所得についても同じ。） |
| 6 付加価値額（農業純生産） | 粗収益－（経営費－（雇用労賃＋支払地代＋負債利子）） （又は「所得＋（雇用労賃＋支払地代＋負債利子）」） |
| 7 農業所得率（％） | （農業所得÷農業粗収益）×100 |
| 8 付加価値率（％） | （付加価値額÷粗収益）×100 |
| 9 総資本営業利益率（％） | （営業利益÷資産）×100 |
| 11 売上高営業利益率（％） | （営業利益÷事業収入）×100 |
| 12 自己資本営業利益率（％） | （営業利益÷資本）×100 |
| 13 総資本回転率（回） | 事業収入÷資産 |
| 14 固定資産回転率（回） | 事業収入÷固定資産 |
| 15 当座比率（％） | （当座資産÷流動負債）×100 |
| 16 流動比率（％） | （流動資産÷流動負債）×100 |
| 17 固定比率（％） | （固定資産÷資本）×100 |
| 18 負債比率（％） | （負債÷資本）×100 |
| 19 固定長期適合率（％） | （固定資産÷（固定負債＋資本））×100 |
| 20 自己資本比率（％） | （資本÷資産）×100 |
| 21 生産原価率（％） | （生産原価÷農業収入）×100 |
| 22 農業固定資産装備率（円） | 農業固定資産÷農業投下労働時間 |
| 23 農機具資産比率（％） | （固定資産のうち農機具＋自動車）÷農業固定資産×100 |
| 24 専従換算農業従事者数（人） | 農業投下労働時間÷2,000（時間） |

注：1 固定資産、資本、負債等は決算期末の現在価を使用した。

2 組織法人経営における農業所得等の算出方法は「(3)組織経営における農業所得等の算出方法」(15ページ)を参照。

4 利用上の注意

(1) 集計組織数

ア 組織法人（全国）

単位：組織

| 区 分 | 集 計 |
|---------|-----|
| 水 田 作 | 65 |
| 畑 作 | 10 |
| 露地野菜作 | 8 |
| 施設野菜作 | 23 |
| 果 樹 作 | 21 |
| 露地花き作 | 0 |
| 施設花き作 | 25 |
| 酪 農 | 17 |
| 繁 殖 牛 | 3 |
| 肥 育 牛 | 24 |
| 養 豚 | 6 |
| 採 卵 養 鶏 | 11 |
| ブロイラー養鶏 | 5 |

イ 任意組織経営（全国）

単位：組織

| 区 分 | 集 計 組織数 |
|--------|------------|
| 水 田 作 | 135 |
| うち集落営農 | 105 |
| 畑 作 | 4 |
| 露地野菜作 | 5 |
| 果 樹 作 | 8 |

注：1 全国計の集計組織数は、組織法人が218、任意組織が152である。

2 組織法人経営の露地花き作の集計組織数が0となったのは、調査期間中の実績がこの区分の調査対象に該当した調査客体がなかったことによる。

(2) 実績精度

水田作経営における農業収入（任意組織は農業粗収益）の標準誤差率（＝標準誤差÷推定値）は組織法人が5.9%、任意組織が4.5%である。

(3) 全国農業地域別区分

| 区 分 | 所 属 都 道 府 県 名 |
|-------|-----------------------------|
| 北 海 道 | 北海道 |
| 東 北 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 北 陸 | 新潟、富山、石川、福井 |
| 関東・東山 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 |
| 東 海 | 岐阜、静岡、愛知、三重 |
| 近 畿 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中 国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| 四 国 | 徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九 州 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖 縄 | 沖縄 |

(4) 統計表中に用いた記号の用法は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例 4百円→0千円）

「△」：負数のもの

「X」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(5) 統計表（任意組織経営、任意組織経営の水田作経営のうち集落営農）の計とその内訳については、ラウンドの関係で計と内訳は必ずしも一致しないことがある。

5 農業経営統計調査報告書一覧

- (1) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（総合編）
- (2) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（水田作・畑作経営編）
- (3) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（野菜作・果樹作・花き作経営編）
- (4) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（個別経営）（畜産経営編）
- (5) 農業経営統計調査報告 営農類型別経営統計（組織経営編）（経営形態別経営統計併載）
- (6) 農業経営統計調査報告 品目別経営統計
- (7) 農業経営統計調査報告 経営形態別経営統計
- (8) 農業経営統計調査報告 米及び小麦の生産費
- (9) 農業経営統計調査報告 工芸農作物等の生産費
- (10) 農業経営統計調査報告 畜産物生産費

本書についての問い合わせ先：農林水産省 大臣官房 統計部

経営・構造統計課 農業経営統計班

電話： 代表 03(3502)8111 内線3631

直通 03(6744)2040